

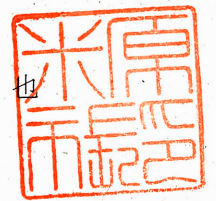
米原市公告第182号

下記森林において、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定により経営管理権集積計画を定めたので、同法第7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、公告後、経営管理権の存続期間中、下記場所において縦覧に供する。

令和7年9月2日

米原市長 角田 航也



- 1 経営管理権集積計画の対象森林 別紙のとおり
- 2 縦覧場所
 - (1) 米原市まち整備部まち保全課 米原市長岡1206番地
 - (2) 米原市公式ウェブサイト (<https://www.city.maibara.lg.jp>)
- 3 本公告により、米原市に経営管理権が、森林所有者に経営管理受益権がそれぞれ設定される。